

「所定疾患施設療養費」算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、「肺炎」「尿路感染症」「带状疱疹」の疾病を発症したご利用者に治療を行った場合、介護報酬にて評価される事になりました。

当施設では、所定疾患療養費を適切に算定する事で、ご利用者の健康や安全に繋げて参ります。

所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況について(平成28年度)

	病名	治療期間	投薬内容	検査内容
平成28年4月	尿路感染症	7日間	セフトリアキソン	検尿検査
	尿路感染症	7日間	ロセフィン	検尿検査
	肺炎	7日間	スルバシリン	採血検査
平成28年5月	肺炎	6日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	尿路感染症	7日間	ロセフィン	検尿検査
	尿路感染症	7日間	カロナール・メロペネム	検尿・採血検査
	尿路感染症	7日間	メロペネム	検尿検査
	尿路感染症	7日間	ロセフィン	検尿検査
	尿路感染症	7日間	カロナール・セフトリアキソン	検尿検査
平成28年6月	肺炎	2日間	メロペネム	採血検査
	尿路感染症	7日間	メロペネム	検尿検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	肺炎	6日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	尿路感染症	7日間	セフトリアキソン	検尿検査
平成28年7月	尿路感染症	6日間	カロナール・セフトリアキソン	検尿・採血検査
	肺炎	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	肺炎	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	肺炎	4日間	スルバシリン	採血検査
	尿路感染症	7日間	メロペネム	検尿検査
	尿路感染症	4日間	カロナール・メロペネム	検尿検査
	肺炎	5日間	カロナール・クラビット	検尿・採血検査
	肺炎	3日間	セフトリアキソン	採血検査
平成28年8月	尿路感染症	7日間	カロナール・スルバシリン	検尿検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン	検尿検査
	尿路感染症	7日間	メロペネム	検尿・採血検査
平成28年9月	肺炎	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン	検尿検査
	尿路感染症	7日間	セフトリアキソン	検尿検査
	尿路感染症	4日間	スルバシリン	検尿検査
	尿路感染症	4日間	スルバシリン	検尿・採血検査
平成28年10月	尿路感染症	6日間	フロモックス	検尿検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン	検尿検査
	尿路感染症	6日間	フロモックス	検尿検査
	肺炎	6日間	セフトリアキソン	検尿・採血検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン	採血検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	肺炎	7日間	スルバシリン	採血検査

平成28年11月	肺炎	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	尿路感染症	7日間	セフトリアキソン	検尿・採血検査
	肺炎	7日間	スルバシリン	採血検査
	肺炎	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	尿路感染症	4日間	セフトリアキソン	採血検査
	肺炎	7日間	セフトリアキソン	採血検査
	肺炎	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
平成28年12月	肺炎	7日間	スルバシリン	採血検査
	肺炎	5日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	肺炎	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	尿路感染症	5日間	スルバシリン	検尿検査
	肺炎	7日間	スルバシリン	採血検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	尿路感染症	4日間	メロペン	検尿検査
平成29年1月	肺炎	7日間	メロペネム	採血検査
	肺炎	4日間	スルバシリン	採血検査
	尿路感染症	7日間	メロペン	採血検査
	肺炎	7日間	メロペネム	採血検査
	肺炎	5日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	肺炎	4日間	スルバシリン	採血検査
平成29年2月	肺炎	7日間	メロペネム	採血検査
	肺炎	7日間	スルバシリン	採血検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	尿路感染症	7日間	メロペネム	検尿・採血検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン	検尿・採血検査
平成29年3月	肺炎	6日間	スルバシリン	検尿・採血検査
	肺炎	7日間	メロペネム	採血検査
	肺炎	4日間	スルバシリン	採血検査
	尿路感染症	7日間	セフトリアキソン	検尿・採血検査
	肺炎	7日間	スルバシリン	採血検査
	尿路感染症	6日間	メロペネム	検尿・採血検査
	尿路感染症	5日間	スルバシリン	検尿検査
尿路感染症	3日間	スルバシリン	採血検査	

③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴治療を必要とする場合に限る)

④算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。